

公益社団法人日本青年会議所 四国地区協議会運営規程

第1条（目的）

会則第22条の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所四国地区協議会（以下「本協議会」という）運営規程を定める。

- 2 本規程は、会則に定める目的を達成するために、本協議会の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

第2条（会員会議所会議）

本協議会は、会則に定める会員会議所会議を年2回以上開催する。

第3条（役員会議）

本協議会は、会則に定める役員会議を年8回以上開催する。

第4条（会議・委員会）

会議・委員会は、会員会議所会議にて審議された事業計画を実施するため及び会則に定める目的を達成するために適時開催する。

- 2 会議・委員会を開催した場合、出席者、会場名、日時、議事等を記載した議事録を作成し委員会終了後速やかに運営専務に提出し事務局にて保管する。

第5条（地区大会）

本協議会は、必要に応じて地区大会を開催することができる。

- 2 開催に関する詳細については、細則にこれを定める。

第6条（会費）

本協議会は、会費を次の通りとしこれ以外は徴収しない。

- (1) 基本金 会員会議所各6,000円
- (2) 付加金3,000円を1月1日現在の正会員数に乗じた額とする。
- 2 1月2日から6月30日までに正会員の入会者があった場合は、その人数に前項(2)に準じて付加金の算出を行い7月末日までに納入を行う。
- 3 前項を除き会費は毎年2月末日までに納入しなければならない。

第7条（補足）

本規程に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所の定款、規則、規程及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、役員会議において議決するものとする。

附則

この規程の変更規定は、平成25年12月14日から施行する。

平成16年12月 3日 制定
平成19年12月 8日 改正
平成21年 2月21日 改正
平成22年12月11日 改正
平成25年12月14日 改正